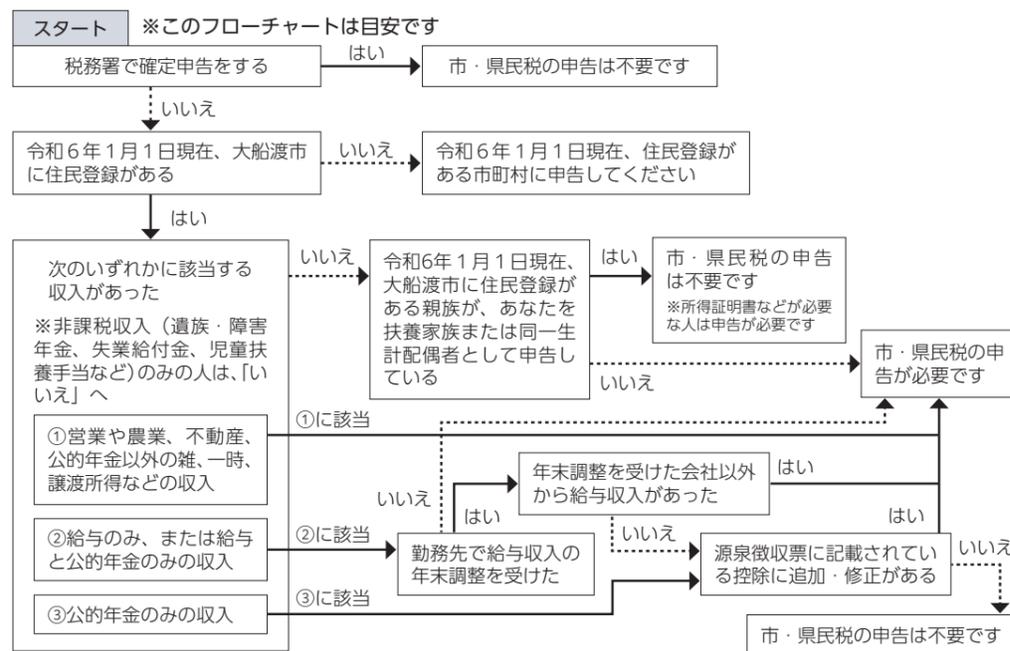


# 市民税・県民税申告受付 相談が始まります

▼問い合わせ先 税務課市民税係 ☎153、154

## 申告が必要か確認してみましょう



期 日	会 場	時 間
2月16日(金)～3月7日(木) (土日・祝日は休みですが、2月25日(日)は受付を行います。)	シーパル大船渡 ※大船渡市役所ではありません!	午前10時～午後3時
3月11日(月)	末崎町ふるさとセンター	午前10時～午後3時
3月12日(火)	末崎町ふるさとセンター	午前10時～正午
3月13日(水)～3月14日(木)	三陸公民館	午前10時～午後3時
3月15日(金)	三陸公民館	午前10時～正午

※駐車場等の混雑緩和のため、主会場を大船渡市役所からシーパル大船渡に変更しました。  
 ※会場準備の都合から、受付開始時間が午前10時からになりました。  
 ※どの会場でも申告できます。

**■申告書を送付する人**  
 令和6年1月1日現在、大船渡市に住民登録している18歳以上の人で、前年度に大船渡市で市民税・県民税の申告をした人(確定申告を除く)  
 ※申告書が送付されなくても、必要な人は申告してください。  
 ※申告書、附表、申告の手引きは、市役所本庁税務課、三陸支所、綾里・吉浜地域振興出張所に備えておいていただくほか、市のホームページからダウンロードできます。

**■提出方法**  
 ① 郵送での提出  
 ② 市役所窓口での提出  
 本庁税務課市民税係(7番窓口)、三陸支所、綾里・吉浜地域振興出張所  
 ③ 申告受付相談会場での提出  
 ※会場の混雑の緩和のために、申告の手引きに記載例がありますので、自宅などで作成し、郵送での提出

提出にご協力願います。  
**■提出期限** 3月15日(金)  
**■申告相談に必要なもの**  
 ① 給与や公的年金などの収入がある人 ↓ 給与や公的年金などの源泉徴収票  
 ② 営業、農業、不動産などの収入がある人 ↓ 収入、経費が分かる明細書や領収書などの資料  
 ③ 各種控除の適用を受ける人 ↓ 生命保険料の支払証明書など、各種控除を確認できる資料  
 ④ 通帳など口座番号が確認できるもの  
 ⑤ 申告者と扶養親族のマイナンバー(個人番号)と申告者の本人確認書類  
 ※本人確認書類の例  
 ・マイナンバーカードを持っていない人: マイナンバーカード  
 ・マイナンバーカードを持っていない人: 次の2点を持参ください。  
 (1) 通知カード、マイナンバーが記載された住民票の写し

(2) 運転免許証、公的医療保険の被保険者証など  
 ※必要な書類がないと申告の受付ができない場合があります。ご了承ください。  
**■収入がなくても申告が必要な場合**  
 令和5年中に収入がない場合でも、市民税・県民税の申告をしていないと、国民健康保険税の軽減が適用されなかったり、保育料の算定などに影響があったりします。  
 また、所得証明書などを発行するためには、申告が必要です。  
 ※遺族年金、障害年金、失業給付などは非課税所得となりますが、これらの所得のみの人も申告が必要です。

**■公的年金などの受給者の皆さんへ**  
 公的年金の収入金額が400万円以下で、かつ、公的年金などに係る雑所得以外の所得金額が20万円以下の場合、所得税の確定申告は不要です。  
**■確定申告が必要な皆さんへ**  
 大船渡税務署では、確定申告の申告書作成会場を開設します。  
**▼日時** 2月16日(金)～3月15日(金) (土日祝日を除く)  
**▼時間** 午前9時～午後5時  
 入場には、入場整理券が必要です。整理券は会場での当日配布とLINEによる事前発行があります。詳細は、国税庁ホームページを確認ください。  
**▼確定申告に関する問い合わせ先** 大船渡税務署 ☎26・3481

## 令和6年1月から国民健康保険税の産前産後期間相当分の免除制度が始まりました

**▶免除対象** = 令和5年11月1日以降に出産予定または出産した国民健康保険の被保険者  
**▶免除期間** = 出産予定日または出産日が属する月の前月から翌々月までの4カ月間(多胎妊娠の場合は出産予定日または出産日が属する月の3カ月前からの6カ月間)です。  
**【適用例】**  
 ・11月に出産した人は、1月分のみが免除  
 ・1月に出産した人は、1月分～3月分が免除  
 ・3月に出産した人は、2月分～5月分が免除  
**▶免除金額** = 令和6年1月1日以降の免除期間の国民健康保険税(所得割額と均等割額)の全額  
**▶届出方法** = 以下の書類を直接窓口または郵送で提出ください。  
 ① 産前産後期間に係る国民健康保険税軽減届出書 ※様式はホームページに掲載  
 ② 世帯主と出産被保険者のマイナンバーが確認できるもの  
 ③ 届出人の顔写真付きの本人確認書類  
 ④ 母子健康手帳  
 ※郵送の場合は、②～④までの写しを同封  
**▶問い合わせ先** = 税務課諸税係 ☎内線153

## 忘れずに納めましょう!

▶ 1月が納期限の市税などは、下表のとおりです。

1月31日(水)	国民健康保険税(第7期)
	介護保険料(第7期)
	後期高齢者医療保険料(第7期)

▶ 口座振替日は、1月25日(木)です。口座振替を利用している皆さんは、1月23日(火)までに納税通知書などに記載された税額と、口座の残高を確認ください。  
 ▶ 納付は便利で簡単、安心な口座振替を推奨します!  
**便利** 金融機関などへ納付に行く手間なし!  
**簡単** 一度の手続きで翌年度以降も自動継続!  
**安心** 納期限ごとの自動引き落としで納め忘れなし!  
 ▶ 納期限までの納付が困難な人は、税務課収納係まで相談ください。  
**▶問い合わせ先** = 税務課収納係 ☎内線157、158、161

納期限、納付方法についてはこちらをご確認ください。